

サービス等利用計画作成の主な流れ

相談
受付

サービスを利用したい場合や困りごとがある場合は、市町村の障害福祉課または相談支援事業所に連絡しましょう。



契約

「サービス等利用計画」の作成を依頼した相談支援事業所から説明を受け、事業所との利用契約を結びます。



計画案
の作成

相談支援専門員がご自宅等へお伺いして、ご本人・保護者様の意向をお聴きしながら、「サービス等利用計画(案)」を作成し、市町村に提出します。



支給
決定

提出された「サービス等利用計画」を参考にして、市町村が利用できる福祉サービスの内容や量を決定します。サービスを利用するための受給者証が発行されます。



計画の
作成

支給が決定された障がい福祉サービス及び「サービス担当者会議」での内容を踏まえ、相談支援専門員が「サービス等利用計画」を作成します。



サービス
利用
開始

ご本人やご家族が利用するサービス事業所と契約を締結し、サービスの利用が開始されます。



モニタ
リング

受給者証及び「サービス等利用計画」に記載されたモニタリング時期に相談支援専門員が、サービスの利用状況を確認し、適宜、計画の見直しを行います。

指定特定相談支援事業所

◆ごあんない◆

アクセスマップ



社会福祉法人 愛和福祉会 相談支援センターきもべつ

スタッフ

管理者 1名
相談支援専門員 1名 ・ 相談員 1名

営業日・営業時間

月～金曜日 9:00 ～ 18:00
※国民の祝日、年末年始、その他事業者が認めた日を除く

住 所

〒044-0221 虻田郡喜茂別町字伏見3-13
愛和の里きもべつ内

電話番号

0136-31-2255

FAX番号

0136-31-2223

E-mail

kimobetu.soudan@aiwafukusikai.or.jp

ホームページ

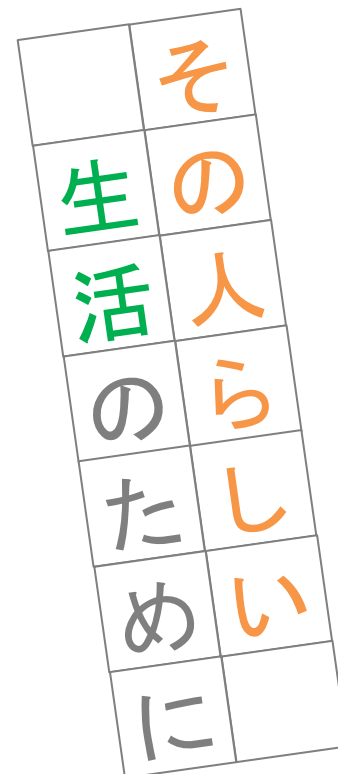
<http://www.aiwa-f.jp>



社会福祉法人 愛和福祉会

相	談	支	援	セ	ン	タ	ー
				き	も	べ	つ

指定特定相談支援事業所
事業所番号 0132200262



特定相談支援事業って？

障がい者、ご家族などからの相談に応じて、障がい福祉サービスを始めとした、必要な情報の提供やアドバイスを行い、サービス提供事業者との調整や全体の支援方針を統一するための総合的なプラン(サービス等利用計画)を作成します。(平24年4月より、原則として全ての障がい福祉サービス利用者は、サービス等利用計画の作成が必要となりました。)

具体的な事業内容って？

・基本相談

日常生活上での困りごとや障がい福祉サービスの案内などの相談に応じます。

・計画相談

障がい福祉サービスを利用する前に「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとに見直しを行います。

サービス等利用計画って？

障がい福祉サービスを利用している全ての方に作成する、「どこで、だれと、どんなふうに暮らしていきたいのか」を記した計画書です。

だれが相談を聴いてくれるの？

都道府県の実施する「相談支援従事者研修」を終了した、相談支援専門員がご相談をお聴きいたします。

利用できる人は？

喜茂別町及び近隣地域にお住まいの障がいのある方(18歳未満の方を除く)や、そのご家族、関係者の方々です。

費用は？

無料です。

『ご本人中心』のサービス等利用計画の作成

グループホームって、自分でも利用できるのかな？
お金が掛りそうだけど大丈夫かな？



まずは、行政の関係窓口や相談支援事業所へ相談を

各種福祉サービス(グループホームや短期入所、日中活動事業所など)の利用
地域の社会資源の活用

様々なサポートを受けて、自分らしい暮らしへ



福祉サービスを利用したいけど、どこに相談したらいいのかな？

相談支援センターきもべつは、『ご本人中心』のサービス等利用計画をご提案させていただきます。

相談支援事業は、市町村地域生活支援事業の一つです。喜茂別町より指定を受け、平成28年1月から『相談支援センターきもべつ』が実施しています。まずは、お電話でご連絡ください。(お問い合わせ先は、裏面に記載しています)



相談室の風景